

都市

持続可能なまちづくりのために
「牧之原市立地適正化計画」を策定しました
問い合わせ 都市住宅課 本杉 ☎(53) 2633

市では、おおむね20年後の都市の姿を展望し、持続可能なまちづくりに取り組むため「牧之原市立地適正化計画」を策定しました。「立地適正化計画」とは、まちの規模をコンパクトにして一定の人口密度を維持することで、生活サービス施設や公共交通機関を確保し、安心・安全で暮らしやすいまちづくりを進めるための計画です。

策定の経緯

急速に進む人口減少や少子高齢化、頻発・激甚化する自然災害により、まちの維持が困難になることが懸念されています。無秩序に開発が進むと、私たちの生活を支える都市機能が分散し、利便性が低下するだけでなく、行政サービスの効率的な提供も難しくなってしまう。

そこで、より利便性の高いエリアに公共や民間などの施設を誘導することで、居住の誘導を緩やかに図り、人口密度を維持します。そして、日常生活に不可欠な生活サービスを確保し、各拠点を公共交通によるネットワークで結ぶまちづくりを進めることが必要です。計画では、まちづくりの理念や

目標、目指すべき都市像を基本方針として設定し、「都市機能誘導区域」や「都市機能誘導施設」、「居住誘導区域」、「誘導施設」などを定め、取り組みを進めていきます。計画書や概要版など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
基本方針
コンパクトで利便性の高い市街地がネットワークでつながり
安全・安心・活動的に暮らせる
都市づくりを進めます

立地適正化計画のイメージ



動物

「地域猫活動」をご存じですか

野良猫問題でお悩みの皆さんへ
問い合わせ 環境課 板倉 ☎(53) 2609

「庭にふんや尿をされて困る」「鳴き声がうるさい」など、野良猫の増加により多くの問題が生じています。これらを解決するため有効な方法の一つである「地域猫活動」について紹介します。

野良猫問題が生じている地域の住民が主体となり、野良猫に不妊・去勢手術を施して元の地域に戻します。その後は、トイレの設置やふん尿の清掃、決まった時間での餌やりなど適正に管理しながら、地域全体で一代限りの命を守り、猫の生息数を減らしていく活動です。

この活動は「TNR活動」ともいわれ、全国で広まりつつあります。



不妊・去勢手術費用の助成

市では野良猫の不妊・去勢手術を実施した人に対し、費用の一部を助成します。

- ▼メスII上限1万円
- ▼オスII上限5千円

*市が実施する「猫の適正管理講習会」を受講した人が対象で、事前申請が必要。
*術後に猫の耳にV字の切れ込みを入れること。
*飼い猫には適用されません。

野良猫への餌やりは厳禁です

猫は放っておくと、ねずみ算式にどんどん増えます。生後4〜12カ月で繁殖できるようになり、年に2〜4回出産する上、1回の出産で4〜8匹の子猫を産みます。つまり、1匹のメス猫から、1年間に30匹以上増える可能性があります。「可愛い」「かわいそう」という気持ちだけで餌やりをしてはいけません。

- 餌をあげる人の3大責任
- ① 不妊去勢手術をする
 - ② 餌は片付けて掃除する（やりっぱなし禁止）
 - ③ ふん尿のお世話をする

選挙

牧之原市長・牧之原市議会議員選挙
選挙運動用公費負担制度の利用状況について
問い合わせ 選挙管理委員会(総務課) 北原 ☎(23) 0050

令和7年10月26日執行の牧之原市長選挙および牧之原市議会議員選挙における、選挙運動費用の公費負担制度の利用状況について、次のとおりお知らせします。

立候補者は18人（市長選挙2人、市議会議員選挙16人）で、利用状況は表のとおりです。なお、この公費負担制度の利用は任意となっております。

選挙運動費用の公費負担制度の利用状況
(令和7年10月26日執行の牧之原市長選挙・牧之原市議会議員選挙)

利用内容	限度額(A)	利用額(B)	利用割合(B/A)	利用人数
選挙運動用自動車の借入れ	483,000円 (16,100円×日数×人数※)	265,330円	54.9%	18人中 11人
選挙運動用自動車の燃料代	231,000円 (7,700円×日数×人数※)	41,552円	18.0%	18人中 10人
運転手の雇用	375,000円 (12,500円×日数×人数※)	294,800円	78.6%	18人中 12人
ポスターの作成	7,247,394円 (2,739円×147枚×18人)	5,553,660円	76.6%	18人中 16人
ビラ作成(市長選挙)	268,160円 (8.38円×16,000枚×2人)	134,080円	50.0%	2人中 1人
ビラ作成(市議会議員選挙)	536,320円 (8.38円×4,000枚×16人)	225,740円	42.1%	16人中 7人
合計	9,140,874円	6,515,162円	71.3%	—

※日数とは選挙運動の日数で、市長選は7日、市議選は無投票のため1日となります。

動物

毎年4月から6月までは「狂犬病予防注射月間」
忘れないで！狂犬病予防注射

問い合わせ 環境課 板倉 ☎(53) 2609

狂犬病は、発症すると犬も人も100%死亡する恐ろしい感染症のため、年1回の飼い犬への予防注射が法律で義務付けられています。飼い主の皆さまは、事前に動物病院の空き状況などを確認し、必ず予防注射を受けるようにしてください。

また、交付された注射済票（骨型のプレート）については、飼い犬に装着することが法律で義務付けられていますので、首輪に付けるなど適切な管理をお願いします。

飼い犬の登録について

新しく犬を飼い始めた人は、飼い始めてから30日以内に登録が必要です。登録料（3千円）を持参し、環境課（相良庁舎1階）または市民課（榛原庁舎2階）窓口にて申請をしてください。

*生後90日未満の犬は登録できません。90日経過後、30日以内に申請をしてください。

*飼い犬が死亡している場合は、環境課までご連絡ください。

期間 毎年4月1日～6月30日
場所 動物病院
持ち物
①愛犬手帳
②料金
▼注射料金（動物病院にお問い合わせください）
▼注射済票交付手数料550円

予防注射の免除について

病気や高齢などの理由により、獣医師に予防注射を打てないと診断された場合は、獣医師に「狂犬

